

特別養護老人ホームけいわ苑 基本利用料一覧表（平成27年4月1日現在）

《ユニット》

単位:円

要介護度	サービス費	機能訓練指導加算	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	栄養マネジメント加算	処遇改善加算(Ⅱ)	所得段階区分	食費	居住費	日額合計	月額(30日)
要介護1	625	12	4	8	14	22	第1段階	300	820	1,805	54,150
							第2段階	390	820	1,895	56,850
							第3段階	650	1,310	2,645	79,350
							第4段階以上	1,380	1,970	4,035	121,050
要介護2	691	12	4	8	14	24	第1段階	300	820	1,873	56,190
							第2段階	390	820	1,963	58,890
							第3段階	650	1,310	2,713	81,390
							第4段階以上	1,380	1,970	4,103	123,090
要介護3	762	12	4	8	14	26	第1段階	300	820	1,946	58,380
							第2段階	390	820	2,036	61,080
							第3段階	650	1,310	2,786	83,580
							第4段階以上	1,380	1,970	4,176	125,280
要介護4	828	12	4	8	14	29	第1段階	300	820	2,015	60,450
							第2段階	390	820	2,105	63,150
							第3段階	650	1,310	2,855	85,650
							第4段階以上	1,380	1,970	4,245	127,350
要介護5	894	12	4	8	14	31	第1段階	300	820	2,083	62,490
							第2段階	390	820	2,173	65,190
							第3段階	650	1,310	2,923	87,690
							第4段階以上	1,380	1,970	4,313	129,390

※処遇改善加算 計算式 サービス費総額【単価】×利用日数×33/1,000＝処遇改善加算【単位】(小)

(例) 要介護3 ( 762 + 12 + 4 + 8 + 14 ) × 30日 × 33/1,000 = 792

なお、利用日数により処遇改善加算の単位は変動します。

※所得段階区分とは、介護保険料における区分のことです。

※医師の食事箋に基づく腎臓病食や糖尿病食などの提供を行った場合は、サービス費に18円加算されます。

※入所から30日間に限り、サービス費に30円加算されます。

※預金管理料として1日70円を徴収します。

※こたつ、テレビ等の使用の場合、別に定めた金額を徴収します。

※入所期間中に入院または自宅に外泊した期間の取り扱いについては、介護保険給付の取り扱いに応じた金額になります。

《利用料の負担軽減について》

- ①所得段階区分に応じて食費および居住費に上限額が設けられます(一覧表の通り)。
- ②所得が低く、かつ一定要件を満たす方には社会福祉法人の実施する減額制度が適用になります。
- ③利用料の半額が医療費控除の対象となります。